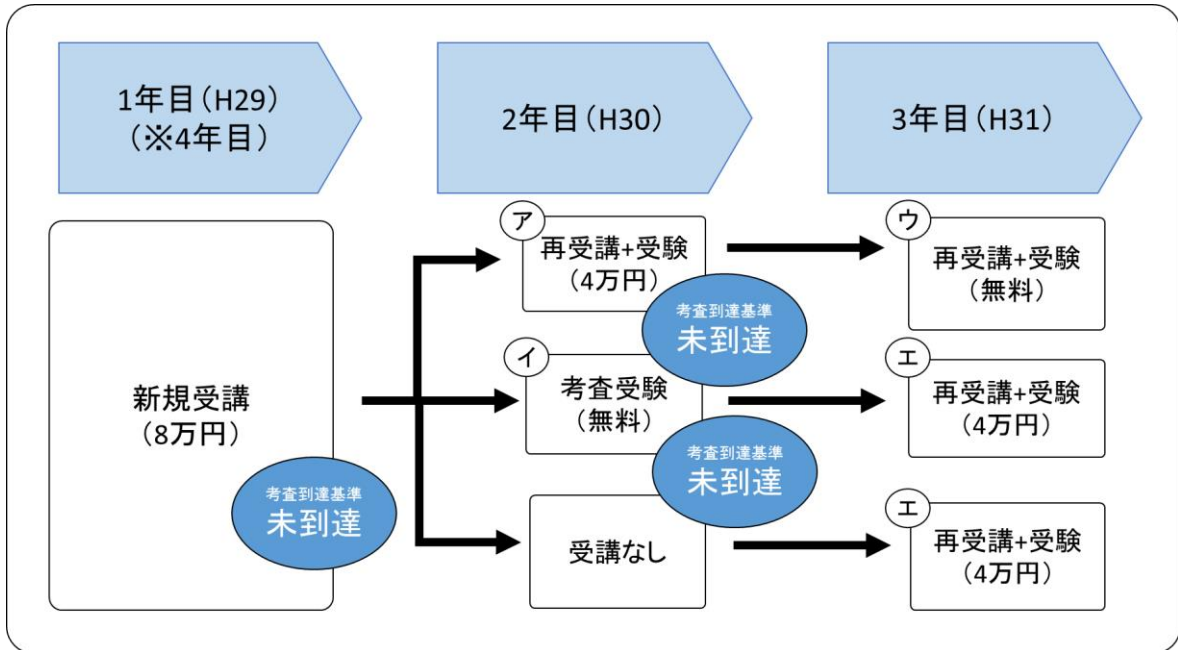


<再受講制度について>

当該法定研修では以下のとおり初回受講年度を含む 3 年間に限り再受講を可能とし、受講料の減免措置を講じております。つきましては、初回受講年度から 4 年目以降の受講希望者は、新規(8 万円)の受講料が必要となりますので御留意下さい。



※2・3年目に申込みをしていない場合も初回受講年度から3年を経過した場合は、新たに新規(8万円)の受講料が必要です。

※2年目・3年目の方は、受講申込書の上記①～④に対応する記入欄へ御記入下さい。

なお3年目受講においては、改めて全講義受講を完了することが必要です。